

請求書の記載事項や添付書類について

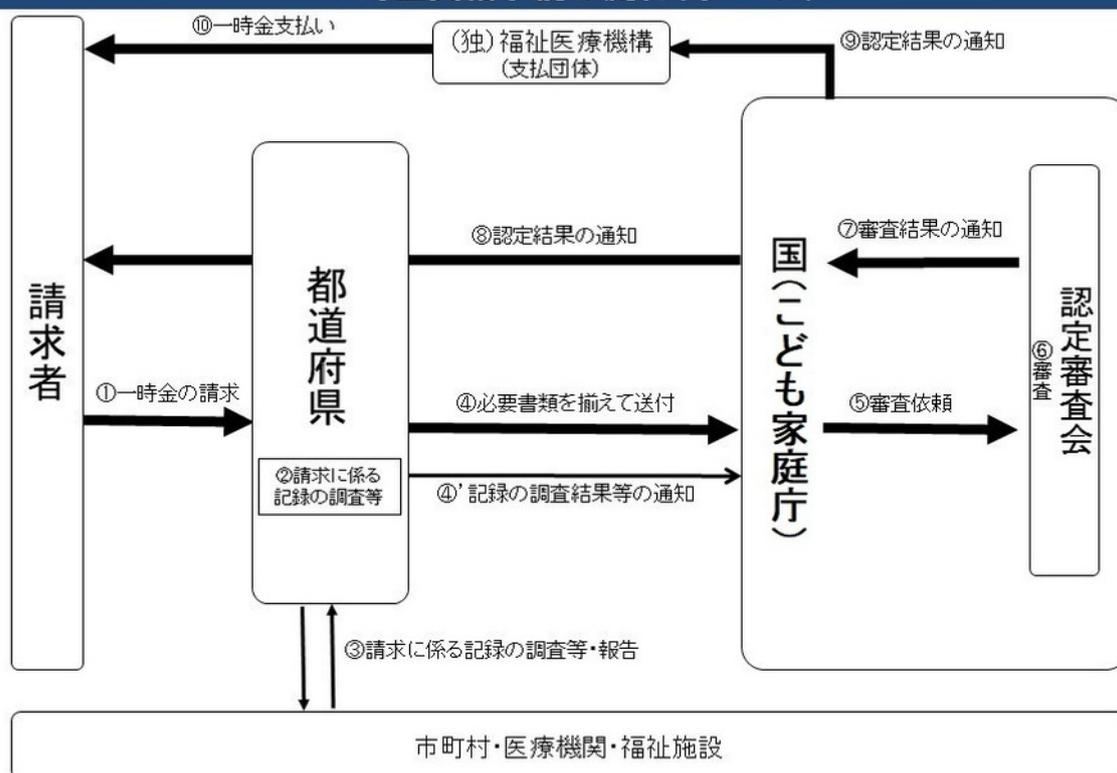
① 旧優生保護法一時金支給申請書（様式1）必ず提出して下さい。

請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。

② その他添付書類

添付書類の例	書類の説明
<input type="checkbox"/> 住民票の写し	請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類を添付して下さい。
<input type="checkbox"/> 旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書（様式2）	現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。） ※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、県の相談窓口にご相談ください。
<input type="checkbox"/> 上記診断書の作成に要する費用が記載された領収書など	一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます。
<input type="checkbox"/> 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書（様式3）	
<input type="checkbox"/> 通帳やキャッシュカードの写し	一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類
<input type="checkbox"/> その他請求に係る事実を証明する資料	例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など
<input type="checkbox"/> （代理申請の場合）委任状	一時金の対象となる本人に代わって、申請を行う場合に必要となります

一時金支給手続の流れ（イメージ）



※上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けた場合。現在居住している都道府県以外で手術を受けた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国（こども家庭庁）からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。

※請求者が、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。